

平成 19 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 徳 中 暉 久
(コード番号：8729 東証所属部未定)
問合せ先 広報・IR 部長 此 尾 昌 晃
(TEL. 03-5785-1074)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 19 年 9 月 4 日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券の東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 75,000 株
(募集株式数については、平成 19 年 9 月 18 日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。) |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(平成 19 年 9 月 18 日開催予定の取締役会で決定する予定である。) |
| (3) 払 込 期 日 | 平成 19 年 10 月 10 日(水曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 平成 19 年 10 月 1 日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第 37 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の二分の一相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 国内における発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社及び J P モルガン証券株式会社を募集引受人として、全株式を引受価額で総額連帯買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。

一般募集の共同主幹事会社は、野村證券株式会社及び J P モルガン証券株式会社とする。 |
| (6) 発 行 価 格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成 19 年 10 月 1 日に決定する予定である。) |

この文書は、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(以下、「当社」という。)による募集株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

- (7) 申 込 期 間 平成 19 年 10 月 2 日 (火曜日) から
平成 19 年 10 月 5 日 (金曜日) まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 株 券 受 渡 期 日 平成 19 年 10 月 11 日 (木曜日)
- (10) 募集引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を募集引受人の手取金とする。
- (11) 払 込 取 扱 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号
株式会社三井住友銀行 本店営業部
- (12) 前記各項のほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (13) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。また、下記 2. の国内売出しが中止となる場合には、この募集株式の発行も中止される。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 725,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都港区港南一丁目 7 番 1 号
ソニー株式会社 725,000 株
- かかる売出株式数の内訳は、国内売出株式数 399,000 株及び海外売出株式数 326,000 株の予定であるが、最終的な内訳は、上記総売出株式数の範囲内で、需要状況を勘案の上、平成 19 年 10 月 1 日 (売出価格決定日) に決定される予定であり、その決定については代表取締役に一任する。ただし、引受人の買取引受による総売出株式数についても今後変更される可能性がある。
- (3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。
- ①国内売出し
売出価格での一般向け国内売出しとし、野村證券株式会社、J P モルガン証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及び日興シティグループ証券株式会社が国内売出引受人 (以下、募集引受人とあわせ、「国内引受人」という。) となり、全株式を引受価額で総額連帯買取引受させる。
- ②海外売出し
欧州及び米国を中心とする海外市場における売出し (ただし、米国においては、1933 年米国証券法に基づくルール 144

この文書は、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (以下、「当社」という。) による募集株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)とし、J.P. Morgan Securities Ltd.、Nomura International plc及びその他の引受人(以下、「海外売出引受人」といい、国内売出引受人とあわせて「売出引受人」という。)に総額個別買取引受させる。

- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
(国 内)
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 券 受 渡 期 日 上記1.における株券受渡期日と同一とする。
- (8) 売 出 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が売出引受人の手取金となる。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。
- (9) 前記各項のほか、本株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項のうち国内売出しに関するものについては、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

この文書は、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(以下、「当社」という。)による募集株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 70,000株(上限)
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、平成19年10月1日(売出価格決定日)に決定される予定であり、その決定については代表取締役に一任する。)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村證券株式会社 70,000株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 券 受 渡 期 日 上記1.における株券受渡期日と同一とする。
- (8) 前記各項のほか、本株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (9) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行又は上記2.の国内売出しが中止となる場合、本株式売出しも中止される。

この文書は、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(以下、「当社」という。)による募集株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

- | | | | |
|---------|------|-------------------|------------|
| ① 募集株式数 | 普通株式 | 75,000株 | |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し | 725,000株 |
| | | (うち 国内売出し) | 399,000株 |
| | | 海外売出し | 326,000株 |
| | | オーバーアロットメントによる売出し | |
| | | 上限 | 70,000株(※) |

- (2) 需要の申告期間 平成19年9月19日(水曜日)から
平成19年9月28日(金曜日)まで

- (3) 価格決定日 平成19年10月1日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で決定する。)

- (4) 申込期間 平成19年10月2日(火曜日)から
平成19年10月5日(金曜日)まで

- (5) 払込期日 平成19年10月10日(水曜日)

- (6) 株券受渡期日 平成19年10月11日(木曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主であるソニー株式会社(以下、「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、70,000株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシュエアオプション」という。)を、平成19年11月2日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、平成19年10月11日から平成19年10月30日までの間、JPモルガン証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、JPモルガン証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

この文書は、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(以下、「当社」という。)による募集株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,100,000株
公募による増加株式数	75,000株
増加後の発行済株式総数	2,175,000株

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行による手取概算額 29,682 百万円(*)は、子会社に対する投融資に全額充当する予定であります。この資金は、ソニー生命保険株式会社において AEGON International N.V. と共同で設立予定の個人年金保険会社への出資に 16,500 百万円を充当し、残額はソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社並びにソニー銀行株式会社におけるシステム投資等に充当する予定であります。

*手取概算額は、有価証券届出書提出時における想定発行価格(415,000円)を基礎として算出した見込額でありません。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元と株主資本利益率の向上を経営の最重要課題のひとつであると認識しています。

利益配分については、グループ各社の顧客の信頼を維持・獲得するために必要な高い健全性を確保すると共に、今後の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主への安定的な配当を実施することを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、証券子会社や個人年金保険会社の設立を初めとした新規事業開拓、業容拡大に伴うシステム投資等に有効活用し、事業の拡大と利益の向上を目指し、株主への利益還元を図っていく所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資及び売出し後、積極的に株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

この文書は、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(以下、「当社」という。)による募集株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	3,069.93 円	5,494.28 円	4,772.09 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	— (—)	3,095.24 円 (—)	3,095.24 円 (—)
実績配当性向	—	99.47%	99.43%
株主資本当期純利益率	3.55%	5.18%	3.79%
株主資本配当率	—	2.47%	2.45%

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、株主資本配当率は配当総額を期末の株主資本で除した数値であります。

5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

6. その他

今回の公募による募集株式発行及び株式売出しに当たっては、引受人は、当社の従業員持株会に対して、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式のうち、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による国内売出しに係る株式数の合計 474,000 株の 5% を上限として、一定数の株式を販売する予定であります。

以上

この文書は、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）による募集株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。